

(別紙) 楽曲提供の申入れに対する5社の対応

【1 被審人P1】

	楽曲提供の 申込者	申入れの相手方	時期	申入れに対する対応	契約に応じた 場合の形式	楽曲の 提供状況	証拠
1	P77株式会社	株式会社P8 (被審人P1の100%子会社)	平成15年5月ころ	担当者がだれか回答せず、着うた担当者あてとして資料を送付するよう述べるのみで、その後の連絡もしていない。			査第185号証
2	株式会社P73	株式会社P10 (被審人P1の100%子会社)	平成15年10月ころ	P78というアーティストの楽曲について、被審人P1の了解が必要であると回答を保留し、その後、被審人P1の了解が得られなかったことを理由に申入れを拒絶。			査第50号証, 査第229号証
3	株式会社P79	株式会社P8 被審人P1	平成15年11月ころから 同年12月ころまで	P80というアーティストの楽曲について、被審人P1の判断に従う必要があるとして回答を保留した後、申入れを拒絶した。なお、被審人P1は、上記P8の拒絶理由説明を親会社として求められたことに対し、P81グループ全体として、着うた楽曲に関してはグループ以外に権利を開放しないポリシーであると回答。			査第38号証, 査第197号 証, 審A第7号 証
4	P82株式会社	被審人P1	平成15年12月ころ	P7以外での配信は行わないと回答。			査第194号証
5	株式会社P48	被審人P1	平成16年2月ころ	P49というアーティストの曲を1か月限定で配信。 P48のテレビコマーシャルで使用する曲のプロモーションの一環として、コマーシャル放送に合わせ、ダウンロードできる曲数を限定し、ユーザーは無料でダウンロードできるようにした。	アフィリエイト	P49の曲	査第170号証
6	株式会社P48(P49の音楽事務所を通して)	株式会社P10	平成16年3月ころ	P49というアーティストの楽曲について、会社の方針として許諾しないとして拒絶した。			査第231号証
7	株式会社P83	被審人P1	平成16年4月ころ	番組「P84」で生まれたユニット「P85」の楽曲配信に対し、会社全体の意向で許可できないと回答。			査第191号証

	楽曲提供の 申込者	申入れの相手方	時期	申入れに対する対応	契約に応じた 場合の形式	楽曲の 提供状況	証拠
8	株式会社P86	株式会社P8	平成16年6月ころ	映画のエンディング曲の配信依頼について、着うたは原盤の一次使用という位置付けであるため、原盤権者が直接配信するものとの理由で、利用許諾は認めなかった。しかし、平成16年夏公開予定の映画のタイアップ曲であったことから、アフィリエイトによるP7サイト内の楽曲へのアクセスは可能と対応。	アフィリエイト	映画のタイアップ曲	査第170号証、査第200号証
9	株式会社P83	被審人P1	平成16年7月ころ	P87というアーティストの甲子園テーマ曲について、会社全体の意向で許可できないと回答。			査第191号証
10	P88組合	被審人P1	平成16年7月ころ	「協力するという方向で検討します。」との回答をした後、平成16年10月ころ再訪問を受けた際も進展せず、平成17年2月ころ、P7の運営サイトとリンクするアフィリエイトを提案した。			査第207号証、査第208号証
11	P89株式会社	被審人P1	平成16年8月ころ	現時点では他社にライセンスすることはできず、将来のことは今の段階でははっきり言えないと回答。			査第184号証
12	P90株式会社	被審人P1	平成16年9月ころ	シングルCDとして着うたを捉えており、P7以外の他社への提供はないと回答。			査第193号証
13	株式会社P91	被審人P1	平成16年9月ころ	P7に出資している関係上、社内的にP7社以外に出す動きは全くないと回答。			査第196号証、査第211号証
14	株式会社P92	被審人P1	平成16年10月ころ	自社サービスで展開していくと回答。			査第187号証
15	株式会社P93	被審人P1	不明。ただし、平成16年12月ころ以前。	P7があるから出せないことになっていると回答。			査第198号証
16	株式会社P73	被審人P1	平成17年3月ころ	P94というアーティストの映画「P95」の主題歌について、難しいとして拒絶した。			査第229号証
17	株式会社P48	被審人P1	平成17年8月ころ	着うた用の楽曲の原盤権の利用許諾に関する交渉担当者がだれであるのかすら回答していない。			査第231号証

【2 被審人P2】

	楽曲提供の 申込者	申入れの相手方	時期	申入れに対する対応	契約に応じた 場合の形式	楽曲の 提供状況	証拠
1	株式会社P57 (株式会社P96を通して)	被審人P2	平成15年11月ころ	P97というアーティストの楽曲1曲について、1～2週間の期間限定で業務委託。 ※契約の当事者は、株式会社P96	業務委託契約 ※	P97の楽曲1 曲	査第37号証, 査第237号証
2	株式会社P98	被審人P2	平成16年2月ころ	「P7でやっているの、楽曲について今は出せない。他社への楽曲の提供は当分様子をみさせてほしい。」「原盤印税の還付は自社で行うので、自社以外の配信は考えていない。」などと回答し、その後、交渉は保留のままとなっている。			査第55号証, 査第188号証
3	株式会社P79	被審人P2	平成16年夏ころ	所属アーティストの楽曲1曲の利用許諾を行うための条件として、当該アーティストの楽曲をP79のテレビコマーシャルに起用するとともに、利用許諾料に加え、契約金を支払うように求め、テレビコマーシャルが実際に視聴されているかを確認するための数値の提出を求めた。			査第38号証, 査第197号証
4	P88組合	被審人P2	平成16年7月ころ	「協力するという方向で社内で検討を進めてみてはどうか」と話していたにもかかわらず、平成16年10月ころになっても具体的な話に進展せず、同年11月下旬ころには、業務委託による契約で、1曲当たり75万円とするミニマムギャランティー(売上げの最低保証金)を一括して前払いすることを条件とすることを提案。			査第207号 証, 査第208 号証
5	株式会社P99	被審人P2のグループ会社	平成16年7月ころ	P100というアーティストの「P101」という楽曲について、映画「P134」とのタイアップの楽曲ということで、平成16年7月30日から同年9月19日までの期間限定で、利用許諾。	利用許諾契約	P100の「P10 1」という楽曲	査第60号証, 査第245号証
6	株式会社P48	被審人P2	平成16年7月ころ	P7以外には楽曲を提供しないと回答。			査第231号証
7	株式会社P102	被審人P2	平成16年8月ころ		業務委託契約		査第60号証

	楽曲提供の 申込者	申入れの相手方	時期	申入れに対する対応	契約に応じた 場合の形式	楽曲の 提供状況	証拠
8	株式会社P55	被審人P2	平成16年8月ころ	回答保留。			査第199号証
9	株式会社P91	被審人P2	平成16年9月ころ	P7に出資している関係上、他のCP(コンテンツプロバイダ)に楽曲提供することは考えていないと回答していたが、同年10月には、「TVスポットを打つなどボリュームのある広告展開が可能なら提供を検討する」と回答。			査第196号証
10	株式会社P57	被審人P2	平成16年11月ころ	現在、権利を卸すための料金体系を策定中。決まり次第、取引開始の可能性はあるが、現在は社内での条件が決まっていないため取引はできないと回答。			査第190号証
11	株式会社P83	被審人P2	平成16年11月ころ	番組「P103」ほかの主題歌の交渉に対し、利用許諾料率はP7と同じく75パーセントでと回答。			査第191号証
12	P82株式会社	被審人P2	平成16年11月ころ	現在、利用許諾について検討中。来年度くらいには開放するかもしれないが詳細は未定と回答。			査第194号証
13	株式会社P79	被審人P2	不明。ただし、平成15年11月ころ以降平成16年12月ころ以前。	楽曲許諾の前提条件として、被審人P2が売出し中の楽曲又はアーティストをP79のテレビCM、媒体広告に起用、出演させるように要求。また、具体的なGRP数値を持ち出し、それを超える広告露出量であることが条件であると回答。			査第197号証
14	株式会社P48	被審人P2	平成17年3月ころ	新人アーティストの楽曲について、業務委託の方式で、かつ、プロモーション期間の3か月限定という条件で提供。	業務委託契約	新人アーティストの楽曲	査第231号証
15	株式会社P73	被審人P2	平成17年4月ころ	被審人P2が指定する楽曲で、かつ、原則3か月の期間限定の条件及び業務委託の形式であれば検討する旨回答。	業務委託契約	P104, P105, P106といった新人アーティストを中心に20曲から130曲程度を提供	査第229号証
16	株式会社P48	被審人P2	平成17年6月ころ	被審人P2が指定するアーティストで、かつ、期間限定のプロモーションであり、業務委託の形式であれば可能と回答。	業務委託契約	P107等の新曲15曲程度	査第231号証

【3 被審人P3】

	楽曲提供の 申込者	申入れの相手方	時期	申入れに対する対応	契約に応じた 場合の形式	楽曲の 提供状況	証拠
1	P77株式会社	被審人P3	平成15年5月ころ	P7以外に音源の提供はできず、方針は経営企画部が決定していると回答。			査第185号証
2	株式会社P108	被審人P3	平成15年6月ころから7月ころまで	「P109」「P110」の原盤利用の依頼に対し、いったん口頭で了承したものの、法務部から許可が出なかったため契約ができないと回答。			査第186号証
3	株式会社P45	被審人P3	平成15年8月ころ	当面は、P7として慎重にビジネスを進めていく必要があるため、P3単体として特定のサイトに楽曲を提供することはできないとの意向を示す。ただし、将来的にはP45のCS音楽専門放送と連動した企画を推進することを含め検討したいので、アフィリエイトが考えられないかと提案。			査第189号証
4	株式会社P98	被審人P3	平成15年11月ころ	「検討するので時間がほしい」、「法務に確認しないと判断できない」などと回答し、その後も回答を保留している。			査第55号証, 査第188号証
5	株式会社P73	被審人P3	平成16年1月ころ・7月ころ	P111というアーティストの楽曲について、いったん前向きな姿勢を示したものの、着うたの担当部署から着うた提供を認められなかったため、申入れを拒絶。さらに同年7月ころ、同じアーティストの別の楽曲の申入れに対しても、同様に着うた担当部署から了承を得られなかったとして申入れを拒絶。			査第50号証, 査第229号証
6	P56株式会社	被審人P3	平成16年2月ころ	P112で放映されたアニメ番組に使用された楽曲の原盤権の利用許諾の申入れに対し、いったんは協力する旨の回答をしたが、その後、平成16年春ころには、ネットワーク部署の判断が必要であるとし、同部署からの同意が得られなかったこと、P7のことがあるからすぐには利用許諾できないなどと回答。アフィリエイトであれば可能であることも提案。			査第210号証, 査第214号証
7	P113株式会社 (P114事務所を介して)	被審人P3	平成16年初めころ	他社には提供せず、自社でサービスすると回答。			査第195号証

	楽曲提供の 申込者	申入れの相手方	時期	申入れに対する対応	契約に応じた 場合の形式	楽曲の 提供状況	証拠
8	P88組合	被審人P3	平成16年7月ころ	「権利許諾に当たってはプロダクション側との権利の調整も必要であるため、具体的な話はできない」と回答。その後、同年10月には、「協力はしたいが、そのために検討することがたくさんあり、十分に検討が進んでいない」などと回答し、具体的な進展はなく、同年12月になっても「ライセンス契約及び業務委託契約いずれの形式でもできかねる状況」「P88以外の提供者にも許諾していない」「P88については検討中」と、具体的な回答はしていなかった。 平成17年3月ころになって、具体的な話をしたい旨回答し、同年5月、業務委託契約の実現、単曲ごとの配信などの提案があり、交渉中。			査第204号証、査第207号証
9	株式会社P115	被審人P3	平成16年夏ころ	現段階では第三者に開放はしない、自社サイト優先のためと回答。			査第183号証
10	株式会社P91	被審人P3	平成16年9月ころ	現状では他のCP(コンテンツプロバイダ)には提供していないが、P7以外は出さないというわけではない。P91の着うたサイトにはP3のアイテムに多いハードロック系の楽曲が入っていたり、ダウンロード数も多いようなので前向きに検討すると回答。しかし、同年10月ころになっても、社内で議論しているが答えが出ない、必ず連絡すると回答したまま保留。			査第196号証
11	株式会社P55	被審人P3	平成16年9月ころ	回答せず、その後の数回にわたる催促にもすべて回答せず。			査第20号証、査第199号証
12	株式会社P116	被審人P3	平成16年9月ころ	第三者には利用許諾しないと回答。			査第192号証
13	P117	被審人P3	平成16年10月ころ		利用許諾契約		査第64号証
14	株式会社P118	被審人P3	平成16年11月ころ		業務委託契約		査第64号証

	楽曲提供の 申込者	申入れの相手方	時期	申入れに対する対応	契約に応じた 場合の形式	楽曲の 提供状況	証拠
15	株式会社P57 (株式会社P96を通して)	被審人P3	平成16年11月ころ	P7以外の複数の会社に対して権利を卸した場合、経理的な 処理対応が現在の人員では無理。P7と同等の売上げが上 がるとは思えないことから、現在のところ、P7以外とは取引し ないと回答。			査第37号証, 査第190号証
16	株式会社P93	被審人P3	不明。ただし、平成16 年12月ころ以前。	資本参加しているP7にしか利用許諾は出せないと回答。			査第198号証
17	株式会社P73	被審人P3	平成17年3月ころ	アニメ楽曲について、原則3か月間の期間限定、業務委託契 約の方法であれば検討する旨回答。	業務委託契約	アニメ楽曲や 企画物といわ れる楽曲など 主力歌手以外 の楽曲を20曲 程度	査第229号証
18	株式会社P48	被審人P3	平成17年3月ころから 同年5月ころまで	プロモーション期間として3か月の期間限定で業務委託契約 の方式であれば検討すると回答。	業務委託契約	4曲程度	査第231号証

【4 被審人P5】

	楽曲提供の 申込者	申入れの相手方	時期	申入れに対する対応	契約に応じた 場合の形式	楽曲の 提供状況	証拠
1	P77株式会社	被審人P5	平成15年5月ころ	現状、P7の運営するサイトの「P37」以外への楽曲提供は難しいと回答。			査第185号証
2	株式会社P73	被審人P5	平成15年9月ころ	P7との関係があるため、基本的に利用許諾はできないと回答。			査第50号証
3	株式会社P98	被審人P5	平成15年10月ころ	「本国の方針に従う必要があり、本国の了解がないとできない」「P7において方向性を検討しており、その決定がなされなければ利用許諾できない」などと回答。			査第55号証、 査第188号証
4	株式会社P91	被審人P5	平成16年初めころ	P7にしか原盤は出さないと回答。			査第51号証、 査第209号証
5	P89株式会社	被審人P5	平成16年1月ころ	現時点では他社にライセンスすることはできず、将来のことは今の段階でははっきり言えないと回答。			査第184号証
6	P119株式会社	被審人P5	平成16年3月ころ	P53というアーティストの楽曲につきアフィリエイトで対応。	アフィリエイト	P53の楽曲数 曲	査第219号証
7	P88組合	被審人P5	平成16年7月ころ	協力するという方向で社内調整を進めるようにと内部に話していたにもかかわらず、同年10月ころになっても具体的な話が進展せず、平成17年2月ころには、P7の運営するサイトにリンクするアフィリエイトを提案した。			査第203号 証、査第205 号証、査第20 7号証、査第2 08号証
8	株式会社P118	被審人P5	平成16年7月ころ	テレビドラマ「P120」等の放映に合わせて契約。	業務委託契約	主題歌とサウ ンドトラック等 十数曲	査第62号証、 査第219号証
9	株式会社P45	被審人P5	平成16年8月ころ	P121というアーティストの楽曲について契約。	業務委託契約	P121の楽曲1 曲	査第62号証、 査第219号証
10	株式会社P91	被審人P5	平成16年9月ころ	他にも多数のCP(コンテンツプロバイダ)からオファーを受けているが、そう簡単には提供しない。分配率は最低でもP7社と同じ条件で、P91の着うたサイトの実績がもっと上がれば検討すると回答。その後の申入れに対しても、今来られても時間の無駄になるなどと回答。			査第51号証、 査第196号 証、査第209 号証

	楽曲提供の 申込者	申入れの相手方	時期	申入れに対する対応	契約に応じた 場合の形式	楽曲の 提供状況	証拠
11	株式会社P54	被審人P5	平成16年9月ころ	テレビドラマ「P122」「P123」の放映に合わせて契約。	業務委託契約	ドラマのサウンドトラック	査第62号証, 査第219号証
12	株式会社P48	被審人P5	平成16年9月ころ	楽曲の利用許諾は困難であり、業務委託の形式でなければ検討できないこと、楽曲のキャンペーン策がないと業務委託もできないと回答。 その後、平成17年8月末ころ、楽曲限定で、期間限定のスポット的な形であれば検討する旨回答。			査第231号証
13	株式会社P116	被審人P5	平成16年9月ころ	書面にて利用許諾できないと回答。			査第192号証
14	株式会社P57 株式会社P96	被審人P5	平成16年10月ころ	P124というアーティストの新曲のキャンペーンの一環として半年間の期間限定で提供。 ※契約の直接的当事者は株式会社P96	業務委託契約 ※	P124の楽曲 約2曲	査第37号証, 査第62号証, 査第219号証
15	株式会社P73	被審人P5	平成16年10月ころ		業務委託契約	新人アーティストの楽曲6, 7曲	査第62号証, 査第219号証
16	株式会社P48 株式会社P73	被審人P5	平成16年11月ころ	P125というアーティストの楽曲1曲を期間限定で新曲のプロモーションを兼ねて配信。 ※株式会社P48と株式会社P73の共同会社である株式会社P126と契約	業務委託契約 ※	1曲	査第62号証, 査第219号証
17	株式会社P79	被審人P5	不明。ただし、平成15年11月ころ以降平成16年12月ころ以前。	楽曲の利用許諾の前提条件として、被審人P5が売出し中の楽曲又はアーティストをP79のテレビCM、媒体広告に起用、出演させるように要求。また、具体的なGRP数値を持ち出し、それを超える広告露出量であることが条件であると回答。			査第197号証
18	P88組合	被審人P5	平成17年5月ころ	業務委託方式の条件で提供受諾。(具体的な契約の成否は証拠上不明。)			査第208号証
19	株式会社P73	被審人P5	不明		業務委託契約	P127, P128 などのアーティストの楽曲約40曲程度	査第229号証, 審C第10号証, P41参考人

【5 P6株式会社】

	楽曲提供の 申込者	申入れの相手方	時期	申入れに対する対応	契約に応じた 場合の形式	楽曲の 提供状況	証拠
1	株式会社P73	P6株式会社	平成15年9月ころ	P129というアーティストの楽曲について、P7に出資しているため、他の着うた提供者に対して利用許諾はできないと回答。			査第50号証
2	株式会社P116	P6株式会社	平成15年9月ころ	何ら返答せず。			査第192号証
3	P82株式会社	P6株式会社	平成15年12月ころ	P7以外での配信は行わないと回答。			査第194号証
4	株式会社P83	P6株式会社	平成16年4月ころ	番組「P130」のオープニング楽曲の配信希望に対し、P7以外での配信はしないと回答。同年5月には、音源サーバーとしてP7のサーバーを利用するなら検討すると回答したが、同年6月には、P7としてはシステム変更の費用的に厳しいと回答。			査第191号証
5	株式会社P131	P6株式会社	平成16年5月ころ		利用許諾契約		査第65号証
6	株式会社P132	P6株式会社	平成16年6月ころ		業務委託契約		査第65号証
7	株式会社P45	P6株式会社	平成16年7月ころ		利用許諾契約		査第65号証
8	P56株式会社 (P133株式会社を介して)	P6株式会社	平成16年7月ころ	利用許諾の申入れのあった楽曲は他社には出さないと回答。			査第214号証
9	P88組合	P6株式会社	平成16年7月ころ	協力する旨述べていたが、10月の再訪問時には「実験的に5曲ないし20曲程度出してみたい」と慎重な対応に変わった。(契約の成否は証拠上不明。)			査第207号証、査第208号証
10	株式会社P91	P6株式会社	平成16年9月ころ	将来的には検討したいが、現段階では、利用許諾を行うかどうかはまったくの白紙状態であると回答。同年12月においても、申入れに対する回答を保留。			査第196号証、査第211号証

	楽曲提供の 申込者	申入れの相手方	時期	申入れに対する対応	契約に応じた 場合の形式	楽曲の 提供状況	証拠
11	株式会社P57	P6株式会社	平成16年9月ころ	お客様が聴く最終のサウンドデータの管理までしたいので、現状の携帯電話のコンテンツプロバイダーがサウンドデータの圧縮ファイルを作るという仕組みでは権利は卸せない。会員制の場合、会員になってダウンロードしない利益がコンテンツ・プロバイダにだけ入る仕組みが気に入らないのでコンテンツは出せないと回答。			査第190号証
12	株式会社P102	P6株式会社	平成16年10月ころ		業務委託契約		査第65号証
13	株式会社P55	P6株式会社	平成16年10月ころ	現在会社としての方針が決まっていないので個別の協議には応じられないと回答。			査第20号証, 査第199号証
14	株式会社P98	P6株式会社	平成16年11月ころ	「着うたに関する許諾については、すべてP7が管理しているため、P7と交渉してほしい。それは他のレコード会社も同様だと思う。」「楽曲を提供するしないの返答は自社のレコードでもできない」とし、P7と交渉する際の条件として「着うた販売価格の70パーセントを支払えないと難しい」と回答。			査第55号証, 査第188号証
15	P82株式会社	P6株式会社	平成16年11月ころ	現在、利用許諾について検討中。来年度くらいには開放するかもしれないが、詳細は未定と回答。			査第194号証
16	株式会社P92	P6株式会社	不明。ただし、平成16年12月ころ以前。	社内の方針が固まっていないと回答。			査第187号証
17	株式会社P93	P6株式会社	不明。ただし、平成16年12月ころ以前。	資本参加しているP7にしか利用許諾は出せない。社長直轄のセクションであり、会社としての意向であると回答。			査第198号証
18	株式会社P73	P6株式会社	平成17年6月ころ	原盤権を保有等している楽曲で着うたとして提供している楽曲のほとんどすべてについて利用許諾を行う用意があることを伝えた。	利用許諾契約	約3,000曲	査第228号証, 査第229号証
19	株式会社P48	P6株式会社	平成17年6月ころ	原盤権を保有等している楽曲で着うたとして提供している楽曲のほとんどすべてについて利用許諾を行う用意があることを伝えた。	利用許諾契約	約3,000曲	査第230号証, 査第231号証